

小田原ゴルフ倶楽部 日動御殿場コース 細則

第一章 総則

第 1 条（主旨）

本細則は、小田原ゴルフ倶楽部 日動御殿場コース会則の施行、および運営に必要な事項を定める。

第二章 入会

第 2 条（入会手続）

入会希望者は会員権の譲渡人より譲り受けた書類と共に、次の書類を会社に提出しなければならない。

なお、譲渡人から譲り受けた書類のうち、名義書替申請書の所定の欄に記名押印を行うものとする。

- | | | |
|-----|------------|-------------------------------|
| i | 入会申込書 | 1 通（会社所定用紙） |
| ii | 住民票 | 1 通（登録名義人のもの） |
| iii | 預金口座振替申込書 | 1 通（会社所定用紙：翌年度以降年会費口座振替用） |
| iv | 承諾書 | 1 通（会社所定用紙） |
| v | 法人の商業登記簿謄本 | 1 通（法人名義会員権とする場合。発行より 3 ヶ月以内） |
- ※親族より譲り受けた場合は、親族である証明を必要とする。（戸籍謄本等）

第 3 条（入会要件）

当倶楽部の入会要件は、次の事項のすべてを満たしていなければならない。

- 1）当倶楽部の名誉を毀損し、秩序を乱すおそれのない方。
- 2）反社会的組織に関与していない方。
- 3）他の倶楽部で除名または会員資格の停止を受けたことのない方。

第 4 条（入会承認）

- 1）入会の承認は理事会において行う。但し、理事会の決議により、会社が承認手続を代行する事ができる。
- 2）会社は入会後であっても、入会要件に該当しないことが判明したときは、入会を取り消すことができる。
- 3）会社は入会を拒否した申込者に対して、拒否の理由説明の義務は有せず、異議申立てについて一切受理しない。
- 4）入会者が会員証券並びに会員証を受領した時点をもって会員資格が発効する。

第三章 会費等

第 5 条（会費等の決定・変更）

- 1）会社は会費等（年会費、名義書替料、その他手数料等）及び施設の利用料金等の金額、支払い方法について定め、会員へ告知する。
- 2）会社は前項の金額および支払い方法を必要に応じ変更することができる。この場合、会社は理事会に報告の上、会員へ告知する。

第 6 条（年会費）

- 1）年会費の会計年度は 4 月より翌年 3 月までとし、会員は年会費の請求を受けた場合、支払期日までに納入しなければならない。また納入方法は銀行振込、預金口座自動振替、会社窓口またはコースフロントにて支払うものとする。
- 2）海外へ転居した場合、または医師等からゴルフプレーを禁じられている場合は、年会費の免除を申請する事ができる。但し、この取扱いを受けるには、これらの事実を証明する書面を会社に提出し会社の承認を必要とする。なお、適用期間内は休会扱いとする。
- 3）年会費は原則として名義人に対し請求を行う。但し、譲渡した旨の連絡があって、名義人より請求先の変更の申し出があった場合には、請求先を変更する場合がある。

第 7 条（年会費の特例）

- 1）下記の場合においては、会社に所定の手続きを行ない、承認を受ける事により年会費を免除することが出来る。但し、適用期間内は休会扱いとし、施設利用権の行使はできない。
 - i 海外会員 海外に居住しており、会社へ在留証明・転勤証明等を提出した場合。
 - ii 傷病会員 医師等の診断によりゴルフプレーを禁じられ会社へ診断書等を提出した場合
- 2）居住先及び勤務先が遠隔地であり、会社へ所定の手続きを行った場合は、地方会員として年会費を減額する。
- 3）年会費の特例は申請年度のみ適用され、過年度分を遡及することは無い。
- 4）年会費の特例を次年度も継続するためには更新手続きを必要とする。

第 8 条（名義書替料およびその他手数料）

名義書替料・その他手数料は、書類の提出の日から 2 週間以内に、会社窓口または会社の指定する預金口座へ支払わなければならない。

第 9 条（会費等の返還）

既納の会費等はいかなる場合にも返還しない。但し、入会承認が得られなかった納付済み名義書替料は返還に応ずる。

第四章 会員証等

第 10 条（会員証の交付）

会社は会員資格保有者に対し会員証、バックプレートを交付する。

第 11 条（会員証の提示）

会員はゴルフ場を利用する際は、会員証をフロントに提示しなければならない。

第 12 条（再発行）

会員証、バックプレートを紛失した場合は再発行を申請する事ができる。但し、再発行に際し手数料等が必要となる場合がある。

第五章 退会、会員権の譲渡等

第 13 条（退会の届出）

会員が退会する場合には会社所定の退会届を必要とする。

第 14 条（預託金の据置期間）

入会保証金は会社に預託し、会員資格取得日より 15 カ年間据置とする。据置期間満了後は、会員が自己の地位を他に譲渡した場合を除き、その地位を失うときに、会員（死亡の場合はその相続人）の請求により返還されるものとする。但し、天災地変等不可抗力の事由あるいは、その他やむを得ない事由が生じた時は、会社は、前述据置期間を理事会の承認を得て延長することができる。

第 15 条（預託金の返還請求）

- 1）預託金の返還請求については、退会届の提出を行い、返還時期において送付される返還に関する所定の書類の提出を必要とする。
- 2）返還は平成 26 年以降、毎年 10 月 31 日に行うものとし、返還に関する原資は会社の前年度決算における経常利益の 1/2 を上限として行うものとする。
- 3）要返還額が返還原資に比し多額の場合は、公平な方法による抽選により返還者を決定するものとする。

第 16 条（譲渡）

- 1）会員は会員権を譲渡した場合（相続人が第三者へ譲渡した場合も含む）、会社に対し譲渡した旨の連絡を行い、次の書類を提出するものとする。

i	名義書替申請書	1 通（会社所定用紙）
ii	名義人の印鑑証明書	1 通（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
iii	会員証券	1 通
iv	会員証	1 通
- 2）相続人が譲渡・継承する場合は、前項に加えて下記の書類を必要とする。

v	譲渡代理人申請書	1 通（会社所定用紙）
vi	名義人の除籍謄本	1 通
vii	譲渡代理人の印鑑証明書	1 通（発行日から 3 ヶ月以内のもの）※名義人の印鑑証明書の代わり
- 3）所定書類はすべて会社にて交付する。

第 17 条（法人会員における記名人の変更）

法人記名式会員権における同一法人内の記名人変更は、次の書類を提出するものとする。

- | | | |
|-----|----------|-----------------------------|
| i | 名義書替申請書 | 1 通（会社所定用紙：譲渡人・譲受人共、法人記名押印） |
| ii | 法人の印鑑証明書 | 1 通（発行日から 3 ヶ月以内のもの） |
| iii | 新記名人の住民票 | 1 通 |
| iv | 入会申込書 | 1 通 |
| v | 会員証券 | 1 通 |
| vi | 会員証 | 1 通 |

第 18 条（姓名変更および社名変更）

個人会員は姓名が変更した場合、法人会員は法人名称または法人組織が変更となった場合は、速やかに会社に届けなければならない。

また、次の書類を提出するものとする。

〔姓名変更〕		〔社名・組織変更〕			
i	姓名変更申請書	1 通（会社所定用紙）	i	社名変更申請書	1 通（会社所定用紙）
ii	戸籍謄本	1 通	ii	法人の商業登記簿謄本	1 通
iii	会員証券	1 通	iii	会員証券	1 通
iv	会員証	1 通	iv	会員証	1 通

第六章 倶楽部組織

第 19 条（委員会）

- 1）理事会は次の分科委員会を設ける。

i	競技委員会	競技に関する事項、競技規則の制定・改正に関する事項を担当する。
ii	ハンディ委員会	ハンディキャップに関する事項、ハンディキャップ規則の制定・改正に関する事項を担当する。
iii	ハウス委員会	ハウス内施設に関する事項を担当する。
iv	シニア委員会	高齢者の親睦に関する事項を担当する。
v	コース委員会	コースメンテナンスに関する事項を担当する。
vi	ウィメン委員会	女性会員の親睦並びに女性施設に関する事項を担当する。
vii	キャディ委員会	キャディ教育並びにコース進行状況等に関する事項を担当する。
- 2）各委員会の審議事項は、会社が決定することにより効力を生ずる。

第 20 条（日程）

- 1）ゴルフ場の定休日、営業時間、倶楽部主催競技等については会社が決定し、理事会において報告がなされた後、会員に対して告知する。
- 2）会員に対し告知する方法は、クラブハウス内の掲示板への掲示、郵送等による通知、ホームページ等に掲載する方法による。
- 3）悪天候、天災、その他の突発的にやむを得ない事由等が生じた場合には、ゴルフ場を休場することがある。

第 21 条（競技）

- 1）倶楽部主催競技に関しては、日本ゴルフ協会（JGA）制定のゴルフ規則による。
- 2）その他のローカルルールは競技委員会において、会社の承認を得て決定する。

第七章 附則

第 22 条（通知）

- 1）倶楽部または会社から会員に対する通知は、入会申込書に記載された住所宛に書面をもって行うものとする。但し、軽微な事象については、クラブハウス内に掲示して通知に代えることができる。

第 23 条（届出）

- 1）会員は住所、勤務先等の会員登録事項に変更があった場合には、会社に対しその変更内容を届出なければならない。
- 2）退会届を提出し、預託金の返還を受けていない場合において、連絡先が変更となった場合には、その変更内容を届出なければならない。
- 3）下記の自由が生じた場合は、書面により、内容に応じた必要書類を添えて届出なければならない。

i	会員権を譲渡した場合	会員権譲渡通知書
ii	名義人が死亡した場合	戸籍（除籍）謄本
iii	法人が清算した場合	履歴事項全部証明書

第 24 条（改正）

本細則の改正は、理事会における討議、決議を経て会社が決定する。

第25条（施行日）

この細則は昭和60年1月1日制定し施行する。
平成20年4月1日に民事再生計画に従い一部追加する